を同条第十六項とし、同条第十九項中「規定する期間」の下に「(法第七十条の六の八第六項の規定の適用があつた場合には、施行令第四十条の八第十九項ただし書又は第二十二項ただし書に規定する期間に準ずる期間)」を加え、「を記載する」を「(同条第六項の規定の適用があつた場合には、第二十三条の九第二十七項第三号ニ(2)に掲げる事項に準ずる事項)を記載する」に、「同条第九項」を「法第七十条の六の八第九項」に、「を記載した」を「(同条第六項の規定の適用があつた場合には、第二十三条の九第二十八項各号に掲げる事項に準ずる事項)を記載した」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「事項と」を「事項(法第七十条の六の八第六項の規定の適用があつた場合には、第二十三条の九第三十項に規定する事項に準ずる事項)と」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「書類と」を「書類(法第七十条の六の八第六項の規定の適用があつた場合には、第二十三条の九第三十一項に規定する書類に準ずる書類)と」に改め、同項第三号中「第二十三項各号」を「第二十一項各号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「事項と」を「事項(同条第六項の規定の適用があつた場合には、第二十三条の九第三十二項に規定する事項に準ずる事項)と」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「第三十一項第一号イ」を「第二十九項第一号イ」に、「第三十一項第二号ロ」を「第二十九項第二号ロ」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項を同条第二十五項とし、同条第二十八項から第三十項までを二項ずつ繰り上げ、同条第三十一項第二号イ中「第二十六項第一号イ(2)(ii)」を「第二十四項第一号イ(2)(ii)」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十二項を同条第三十項とし、同条第三十三項を同条第三十一項とする。

第二十三条の八の九第十二項及び第十三項を削り、同条第十四項を同条第十二項とし、同条第十五項中「書類と」を「書類(法第七十条の六の十第六項の規定の適用があつた場合には、第二十三条の十第二十三項及び第二十四項に規定する書類に準ずる書類)と」に改め、同項第一号中「特例相続報告基準日」の下に「(法第七十条の六の十第十項に規定する特例相続報告基準日をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同項第二号中「第十七項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「事項と」を「事項(法第七十条の六の十第六項の規定の適用があつた場合には、第二十三条の十二の三第十九項に規定する事項に準ずる事項)と」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「規定する期間」の下に「(法第七十条の六の十第六項の規定の適用があつた場合には、施行令第四十条の八の二第二十五項ただし書又は第二十七項ただし書に規定する期間に準ずる期間)」を加え、「を記載する」を「(同条第六項の規定の適用があつた場合には、第二十三条の十第二十五項第三号ニ(2)に掲げる事項に準ずる事項)を記載する」に、「同条第十項」を「法第七十条の六の十第十項」に、「を記載した」を「(同条第六項の規定の適用があつた場合には、第二十三条の十第二十六項各号に掲げる事項に準ずる事項)を記載した」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「事項と」を「事項(法第七十条の六の十第六項の規定の適用があつた場合には、第二十三条の十第二十八項に規定する事項に準ずる事項)と」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「書類と」を「書類(法第七十条の六の十第六項の規定の適用があつた場合には、第二十三条の十第二十九項に規定する書類に準ずる書類)と」に改め、同項第二号中「第二十一項」を「第十九項」に、「前条第二十三項各号」を「前条第二十一項各号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「事項と」を「事項(同条第六項の規定の適用があつた場合には、第二十三条の十第三十項に規定する事項に準ずる事項)と」に改め、同項第三号ロ中「前条第二十三項各号」を「前条第二十一項各号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「前条第二十一項」を「前条第二十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項を同条第二十一項とし、同条第二十三項第一号イ(1)中「贈与」の下に「(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。第二十八項において同じ。)」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項を同条第二十二項とし、同条第二十五項を同条第二十三項とし、同条第二十七項中「前条第三十一項」を「前条第二十八項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十八項中「前条第三十二項及び第三十三項」を「前条第三十項及び第三十一項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条に次の二項を加える。

27　施行令第四十条の七の十第三十五項第三号ロ(2)に規定する財務省令で定める金額は、法第七十条の六の九第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下第二十九項までにおいて同じ。)の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同条第一項の特例受贈事業用資産の価額(当該特例受贈事業用資産に係る法第七十条の六の八第二項第三号に規定する納税猶予分の贈与税額の計算において同号の債務の金額が控除された場合には、当該価額に、第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合を乗じて計算した金額。次項において同じ。)のうち法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けようとする施行令第四十条の七の十第三十五項第三号ロに掲げる特例受贈事業用資産に対応する部分の価額に相当する金額とする。

一　当該納税猶予分の贈与税額の計算において施行令第四十条の七の八第八項の規定により計算された価額に相当する金額

二　法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けた同項に規定する特例受贈事業用資産の価額

28　施行令第四十条の七の十第三十五項第三号ハ(2)に規定する財務省令で定める金額は、法第七十条の六の九第一項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同項の特例受贈事業用資産の価額のうち法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けようとする同号ハに掲げる特例受贈事業用資産に対応する部分の価額に、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　法第七十条の六の八第六項の承認に係る現物出資により移転をした施行令第四十条の二第五項に規定する受贈宅地等(同項に規定する受贈宅地等の譲渡につき法第七十条の六の八第五項の承認があつた場合における同項第三号の規定により同条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特例受贈事業用資産とみなされた資産を含む。)の法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与の時(同条第十八項の規定の適用があつた場合には、同項に規定する認可決定日。次号において同じ。)における価額に相当する金額(当該特例受贈事業用資産とみなされた資産にあつては、前条第二十二項の規定により計算した金額)

二　前号の承認に係る現物出資により移転をした全ての法第七十条の六の八第一項に規定する特例受贈事業用資産の同項の規定の適用に係る贈与の時における価額(当該特例受贈事業用資産が同条第五項第三号の規定により同条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特例受贈事業用資産とみなされたものである場合には、前条第二十二項の規定により計算した金額)の合計額

第二十三条の八の九第二十九項中「(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「同条第一項に」を「同項に」に、「第十四項の」を「第十二項の各号列記以外の部分」に、「第十二項各号列記以外の部分」を「第十二項各号に掲げる」に、「第二十三条の十第二十三項に規定する」に改める。

第二十三条の九第四項第四号を次のように改める。

四　高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十条に規定する被保険者で当該会社と二月を超える雇用契約を締結しているもの(第一号に掲げる者を除く。)

第二十三条の九第二十四項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十五項中「及び第四号」を削り、「第五号」を「第四号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「報告基準日の」を「その経営贈与報告基準日(以下この号及び次項において「報告基準日」という。)の」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条第二十六項中「及び第二号イ」を削り、「同号ハ」を「第二号ロ」に改め、同項第二号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同条第二十七項第三号中「資産保有型会社等」を「同条第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社(第三十項第八号において「資産保有型会社等」という。)」に改め、同条第三十一項中「、第四号及び第六号」を「及び第五号」に、「第五号」を「第四号」に改め、同項